

**大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託
(長期継続)
受託法人募集要項**

令和 6 年 12 月

大阪市

事務局 : 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
〒530-8201
住 所 : 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号(大阪市役所 6 階)
電 話 : 06-6208-8081
FAX : 06-6202-6962
E-Mail : fa0025@city.osaka.lg.jp

第1章 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下、「総合支援法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業のうち、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業及び任意事業の社会参加支援事業を、大阪市障がい者支援計画の方針に沿って実施することを目的とする。

具体的な事業の内容としては、障がい及び障がい者の理解・啓発活動や、障がい者の自発的活動の支援、また、障がい者の芸術・文化活動、スポーツ活動、野外活動及び社会見学等への参加を通じて、大阪市内に居住する障がい者の社会参加意欲を高め、社会参加の機会の確保とその促進を図ることにある。

今般、受託者が持つ障がいや障がい者に対する正しい理解と啓発能力及び障がい者が社会参加していくうえで効果的な業務を実施できる専門的な知識とノウハウを活用し、本事業の目的を達成するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

2 業務内容

委託業務については、厚生労働省が定める「地域生活支援事業実施要綱」に従い、

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 任意事業の社会参加支援事業

の3つの事業を実施する。

※ 具体的な内容は、別添「大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託仕様書を参照のこと。

3 履行場所

本事業を遂行するにあたり、本市内の住民の利便性に配慮した場所に業務運営事務所を設置するとともに、電話、ファックス及びパソコンを備えること。なお、設置等に要する経費は、受注者の負担とする。

4 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

委託期間 3年

5 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、契約事業者に対して、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行うこと。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (5) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- (6) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (7) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
- (8) 各年度予算が成立しなかったとき。
- (9) 法令や要綱等を遵守しなかったとき。
- (10) 適切、公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、本市の是正指示に従わないとき。
- (11) 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明したとき。
- (12) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき。
- (13) その他、業務内容に重大な不正や契約違反があると本市が判断したとき。

6 受注者として果たすべき責務・運営にあたっての留意事項

(1) 障がい者及び障がい者の家族との連携

本業務委託については、障がい者等が自発的な取組を行うことを目的・趣旨としていることを勘案して、受注者は障がい者や障がい者の家族が中心となって構成される団体と十分に連携し、事業を実施すること。

(2) 人権研修の実施

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。実施後速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること。

(3) 個人情報の取扱い

運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有化し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

同一法人であっても個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、厳重に取り扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意す

ること。

(4) 苦情解決等

苦情処理にあたっては、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(5) 緊急時等の連絡体制の整備

受注者は、緊急時等に適切に対応するため、迅速な対応ができるよう連絡体制を整備すること。

(6) 再委託の禁止及び公表

ア 本業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断

(イ) 仕様書「5 業務内容」のすべて。ただし、広報や啓発に関するグッズの作成及び各種業務における周知、受付、募集業務を除く。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前項ア、イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(7) 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。実施後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を提出すること。

(8) 障がい者法定雇用率達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行すること。

【参考法令等】

- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に基づく地域生活支援事業にかかる実施要綱
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

第 2 章 業務委託料等について

1 委託料額

業務委託料の 1 か年度あたりの上限額は、下記「2 委託料上限額」の予定であるが、本プロポーザルに係る企画提案において提出された「大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託（長期継続）収支計画書（様式 14）」に記載された合計金額以内とする（事業実施に係る人件費及び物件費を含む）。

業務委託料の金額等は、令和 7 年度予算の編成過程で変更になる場合がある。また、令和 7 年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和 8・9 年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある（各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があります、原則として、受注者はこれに応じなくてはならない）。

2 委託料上限額

17,925,710 円（税込） 1 年あたり

53,777,130 円（税込） 3 年総額

※消費税率は 10%

3 委託料の支払い

委託料の支払い方法については、受託者が確定後、本市と受託者が協議し契約書に定める。また、委託料の支払いについては、受託者の請求に基づき支払うこととする。

4 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

5 委託料の見積方法について

委託料の見積については、1か年度あたりの経費について、様式 14 の「収支計画書」に消費税及び地方消費税の税込額で記載をすること。この場合、契約上限額を超えることはできない。(受託が決定した法人については、令和6年度中に、「収支計画書」の再提出を求めることがある。)

第3章 応募について

1 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人格を有する団体である場合、本プロポーザルの応募に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、応募時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、募集日初日現在において、引き続いて 1 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

2 応募への参加について

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和 6 年 12 月 6 日（金）から令和 7 年 1 月 15 日（水）までの平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く。）

イ 提出書類 別添「大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託応募書類」のとお

ウ 提出部数 各正本 1 部、副本 7 部（複写可）

※事業者選定会議委員が団体名等から受ける先入観を防止し、公平な意見聴取とするため、副本のすべての提出資料から団体名・代

表者名をマスキング（匿名化）したうえで提出すること。

エ 提出場所 福祉局障がい者施策部障がい福祉課

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年12月6日（金）から令和6年12月17日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法 別紙1「質問票」に記載し、福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて

次の電子メールアドレス又はファックス番号あてに提出すること。

【メールアドレス：fa0025@city.osaka.lg.jp】

【ファックス番号：06-6202-6962】

※ メール の 件名 は「大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託に関する質問」とすること。

※ ファックスにて送信する場合は、必ず担当者あて電話により着信を確認すること。

ウ 回 答 質問に対する回答は、全ての内容を取りまとめたうえで、令和6年12月24日（火）に福祉局ホームページの「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

なお、質疑回答集は、募集要項等の追加又は修正事項とみなす。

第4章 選定について

1 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 法人に関する事項 | 15 点 |
| (経営方針 | 5 点) |
| (経営の健全性・安定性 | 5 点) |
| (同種事業の実績 | 5 点) |
| (2) 事業運営に関する事項 | 35 点 |
| (職員の配置計画と勤務体制 | 10 点) |
| (職員の研修体制 | 5 点) |
| (個人情報保護と苦情解決の取組と体制 | 10 点) |
| (地域における活動実績 | 10 点) |
| (3) 事業計画に関する事項 | 50 点 |
| (適切な実施計画 | 15 点) |
| (業務の具体性 | 20 点) |
| (業務の柔軟性 | 10 点) |

2 選定方法

- (1) 本企画提案の審査については、大阪市障がい者福祉関係業務委託受託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- (2) 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- (3) プレゼンテーションの実施
複数の法人の参加があるなど、企画提案書による審査が困難な場合に限り実施するものとし、開催日時、開催場所、内容・方法については応募締め切り後に法人に通知する。
- (4) 審査の結果、評価点が最も高い法人が複数いる場合は、上記「1 選定基準」の「(3) 業務の具体性」の評価点の高い法人から選定し、本項目の評価点も同点の場合はくじ引きにより選定する。
- (5) 選定委員ごとの評価点数が1人でも60点に満たない場合は、選定委員の合議により委託候補の適否を判断する。

3 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第5章 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表する。

2 受注予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受注予定法人と細目を協議し、令和7年度予算案が市会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受注の辞退は原則として認めない。また、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

3 業務の引き継ぎ等

令和7年4月1日から円滑に業務が開始できるよう、令和6年度中に現受注法人か

ら業務の引継ぎや準備等を行う必要があるため、受注予定法人となった場合には、速やかに事業所の開設準備に着手し、遅くとも令和7年2月中旬以降には現受注法人からの業務引継ぎに対応できる体制を整えておくこと。

業務引継ぎに際して発生する費用（不用品・書類等の廃棄費用など）について、本市は追加支出を行わないので、あらかじめ費用を見込むこと。

なお、受注予定法人の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、その準備費用等について本市は補償しない。

第6章 その他

応募書類の取り扱い等

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

第7章 スケジュール（予定）

令和6年

12月6日（金） 募集要項公示
12月6日（金） 質問受付期間
～12月17日（火）

令和7年

1月15日（水） 企画提案書締切日
2月3日（月） 選定会議の開催
～2月14日（金）
2月中旬 選定結果の通知
4月1日（火）～ 委託契約締結、業務開始

第8章 事務局 (問い合わせ先)

住所 〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

電話 06－6208－8081

ファックス 06－6202－6962

E-Mail fa0025@city.osaka.lg.jp

担当 賀集